

防火対象物の用途例 (詳しくは消防法施行令別表1を御確認ください。)

『 』が**公表制度の対象(特定用途防火対象物)**です。

項別	防火対象物の用途例	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場、公民館、結婚式場、葬儀場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ
	ロ	遊技場、ダンスホール、パチンコ店、ボーリング場、ゲームセンター
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗
	ニ	カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶
(3)	イ	待合、料理店
	ロ	飲食店、喫茶店、スナック、居酒屋、食堂、レストラン
(4)	百貨店、マーケット、衣料店、精製食品店、電気器具店	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所
	ロ	寄宿舎、下宿、アパート、マンション
(6)	イ	病院、診療所、助産所、医院、クリニック
	ロ	特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(※)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(※)、厚生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、児童心理治療施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(※)、地域活動支援センター、福祉ホーム (※)は施設の使用形態や利用者の状況によって(6)項ロとなる
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校	
(8)	図書館、博物館、美術館	
(9)	イ	蒸気浴場、熱気浴場
	ロ	銭湯など
(10)	車両の停車場又、船舶・航空機の発着場	
(11)	神社、寺院、教会	
(12)	イ	工場、作業場、鉄工所、製造所
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫、駐車場
	ロ	飛行機・航空機の格納庫
(14)	倉庫	
(15)	事務所、官公署、銀行、郵便局、理容室、畜舎 (上記の用途に該当しない事業場)	
(16)	イ	複合用途防火対象物(対象物の一部を(1)項から(4)項まで、(5)イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に使用しているもの)
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街	
(16の3)	建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたもの(一部を(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に使用しているもの)	
(17)	重要文化財、重要有形民族文化財、史跡	
(18)	延長50メートル以上のアーケード	
(19)	市町村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	

※ 記載した用途は一例となります、本表について不明な場合は徳島中央広域連合消防本部消防課(0883-26-1191)までお問い合わせください。